

## 第3章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1 市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

##### ① 現状

本市では、文化財保護法や茨城県文化財保護条例の規定による取組はもとより、これらの規定による指定を受けていない市内に存する重要な文化財を保存及び活用するため、昭和51年「水戸市文化財保護条例」を制定し、市域における歴史的環境の形成の上で欠かすことのできない文化財の保存と活用に努めてきた。

さらに、平成14年には、市内に所在する文化財を調査し、計画的に保護を図るとともに、新たな文化財の指定に努めるため、「水戸市文化財保護計画」を策定し、その推進に努めている。

水戸市文化財保護計画の概要	
計画期間	平成14年度～平成23年度
計画の構成	1 策定のねらい 2 文化財の現状と保存管理について ○保有する文化財 ○指定計画及び指定基準 ○指定文化財の保存・管理状況 ○埋蔵文化財の保護・保存状況 3 文化財の保存・管理方針 ○基本的な考え方 ○保護・整備計画 4 文化財の普及・活用 ○歴史資料館等の整備 ○文化財普及刊行物の発行 ○各種講座の開催 ○文化財防火デー，文化財保護強調週間

当該計画に基づき、本市ではこれまでに、「文化財説明板」、「歴史ロード案内板」、「歴史的人物彫刻像」等の設置、文化財の維持管理に対する助成、「史跡めぐり」や「文化財防火デー防災訓練」の実施、「吉田古墳」や「台渡里廃寺跡」、「笠原水道」等の発掘調査、埋蔵文化財に関する拠点施設の整備など独自の文化財行政に取り組んできた。

なお、平成19年より「水戸藩の学問・教育遺産群」を、茨城県と共同提案で文化庁に世界遺産暫定表記載資産候補として提案した。

また、茨城県においては平成19年「偕楽園（史跡及び名勝常磐公園）保存活用計画」策定し、偕楽園の保存管理、整備、活用、現状変更の方針を定めており、現在、旧弘道館についても同様の計画を検討中である。

さらに、市内の無形民俗文化財等に対しては、指定の有無に関わらず、それらの伝承保存と後継者の育成を図るため保存団体への補助金の交付や、発表の機会と場の提供に努めている。

## ② 今後の方針

水戸市文化財保護計画に基づき、市内に存在する歴史的に価値の高い文化財を、取扱いに関する啓発の不足、開発及び生活環境の変化による消滅・損壊から積極的に保護するため、種類別に調査を実施し、実態の把握や文化財の指定に努め、効果的な保存・管理を図る。

また、県、市指定の文化財は、史料の調査や修理事業等にあわせて調査・研究を実施し、新たな知見に基づき価値が再評価され、特に重要な価値が認められた場合には、国へ情報提供や意見具申を行う。また、それらのうち歴史的風致の維持・向上に寄与するものについては、歴史的風致形成建造物としての指定を図る。

国の登録有形文化財など外観保存を基本とする緩やかな保護措置の図られている建造物については、それらのうち歴史的風致の維持・向上に寄与するものを歴史的風致形成建造物としての指定を図る。

市内に分布する未指定の歴史的建造物等については、継続して調査を実施し、調査で明らかとなった価値に基づき必要な価値付けを行っていく。また、それらの中で歴史的風致の維持・向上に寄与するものについては、歴史的風致形成建造物としての指定を図る。

また、指定建造物の防火防犯のための施設の整備や民俗文化財・資料を保管するための収蔵庫の設置、史跡の整備を図る。今後とも指定文化財の管理状況を常に把握するとともに、基本台帳を適宜更新する。

さらに、国指定史跡等においては保存管理（活用）計画に基づく文化財の適正な保護と活用を推進する。また、計画が未策定の文化財については、早急な策定に努めるとともに、当面の現状変更等に対応するための保存管理指針などによる運用を図るものとする。

埋蔵文化財については、市民への周知徹底を図るために分布調査報告書を活用し、重要な古墳・城館跡等については、文化財として指定する等保護・保存のための施策を推進する。

無形民俗文化財や伝統工芸等については、今後とも伝承保存と後継者の育成に努めるとともに、調査研究などにより新たな価値が見出されたものについては、積極的に指定等の価値付けを検討する。

また、今後、文化財保護計画の改定を実施するとともに、指定・未指定に関わらず地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想の策定についても検討する。

## (2) 文化財の整備・修理に関する方針

国・県指定文化財については、所有者の日常的な管理を補完するため、文化財巡視員による定期的なパトロールを実施する。

また、市指定文化財に対する保護・整備を拡充するため、所有者・管理者等との連携を図り、必要に応じて早急に修理・整備に努める。また、文化財の保護はその価値を維持することが最も重要であり、その修理については原状復旧を基本として実施する。また、建造物の解体修理など大規模な修理にあわせ現地詳細調査及び資料調査などを実施し、新たな知見に基づく文化財価値の再評価に努めるものとする。

一方、歴史性を踏まえた文化財の整備においては、歴史的真实性を最大限確保するため、過去の記録調査などの成果を活用し、類例についての調査・研究をした上、それらの知見を踏まえるとともに、必要に応じて関係機関との連携や専門家の意見聴取を図るなど総合的な見地から整備を図るものとする。

なお、指定文化財の保存のため必要な整備については、今後ともその価値付けに応じて、法令等に基づく適切な手続きを踏まえるとともに、市として応分の負担で事業費の補助を行い、あわせて市文化財保護審議会からの適切な助言を得ながら必要な技術的支援を行うものとする。

## (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用のためには、文化財の存在とその価値を広く周知することが重要である。これまで、文化財の所在を示す公共サインを整備するとともに、現地での内容が容易に理解できるよう説明板や解説資料の充実を図ってきた。

今後はこうした公共サインや解説資料等の一層の充実を図るとともに、文化財の収蔵、展示のため大串貝塚ふれあい公園の埋蔵文化財に関する機能の充実を図り、文化財の展示・公開を促進する。また、これらの方針を一層の推進を図るため、茨城県立歴史館、水戸市立博物館など既存施設との連携を深める。

## (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう注意し、その保全を図る。このため、景観法、都市計画法及び本市の独自条例による規制、制度の積極的な活用を図る。

また、歴史的風致の維持・向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合は、文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮して実施

する。さらには、一連の文化財を周遊できるよう、まちづくり部局との連携を図り、点在する文化財を結ぶ歩行者のためのルートを設定し、その整備を図る。

## (5) 文化財の防災に関する方針

### ① 防災体制の整備

日常管理を徹底し、定期的な見回りや火の後始末の確認などに常に心がけるよう、所有者や管理者（管理団体）との連携を密にする。また、文化財の規模、構造、配置などに応じて、防災、防火の管理者、火元責任者を決め、防災体制を整える。

### ② 防災設備の整備

火災発生に迅速に対応するため、自動火災報知設備や消防機関への通報設備を設置する。初期消火活動を円滑にするため、取り扱いが簡単な消火器や消火栓設備、動力消防ポンプ設備を設置する。

### ③ 防火訓練の実施

非常時における防災設備の適切な使用や、消防機関への迅速な通報、見学者や職員の見学誘導ができるよう、定期的に防火訓練を実施する。また、地震時の対処方法を確立する。

### ④ 啓発事業の実施

文化財防火デー、文化財保護強調週間を中心に、防火訓練、文化財愛護ポスターの掲示、チラシの配布等を行い、所有者や管理者（管理団体）への啓発を図る。

## (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市の最も特色ある普及・啓発活動に、「史跡めぐり」と「水戸郷土かるた」に関する事業が挙げられる。

「史跡めぐり」は、学識経験者等を講師に迎え、市内に所在する文化財のみならず、市外近郊の主要な文化財に触れることで、参加者の歴史・文化に対する意識・向上を図っている。歴史は、近現代的な行政区分によって寸断されるべきものではなく、長い歴史を経ることで形成されてきた行政区分とは異なる様々なレベルの地域を意識することで、叙述されるべきものであり、本市の文化財であっても、本市域のみで理解、解釈されるべきものではない。こうした歴史認識の本来のあり方を、市民が広く意識するうえで欠かせないものであり、今後とも継続して実施する。

一方、「水戸郷土かるた」は、本市の歴史・文化を題材にしたかるたであり、本市

の文化財が扱われている。年一回地区大会及び中央大会を行っており、市内小学校の生徒が広く参加している。これらを通じ、文化財の存在とその概要を知ること、世代を越えて、本市を取り巻く歴史的環境に触れる機会となっており、今後とも継続して実施する。

また、平成 19 年度からは世界遺産登録推進事業を採用し、旧水戸藩の学問・教育の歴史的意義や、弘道館とその関連資産に関する普及・啓発活動を推進している。具体的には、ポスター、パンフレット、ステッカーなどの作成と掲示・配付、学識経験者による講演会の開催、市報への関連連載コラムの連載などを行っている。今後とも、文化財保護事業との連携を図りながら実施し、多くの市民が本市の歴史的資産の重要性を再認識する契機とする。

他方、大串貝塚ふれあい公園では、埋蔵文化財自体のみならず、その調査から得られた成果を活かし、「勾玉(まがたま)づくり」や「土器づくり」、「古代米づくり」などの体験学習を行っている。これらの事業は参加者における埋蔵文化財に対する意識の向上に繋がるものであり、今後とも継続して実施する。

その他、平成 20 年度には、近年合併した旧内原町に住む市民を対象に「『水戸歴史学』への招待」と題し、文化財専門員による 6 回にわたる歴史講座を開催し、好評を得ており、今後は、市内各所でも同様の講座を継続的に実施していくこととする。

## (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

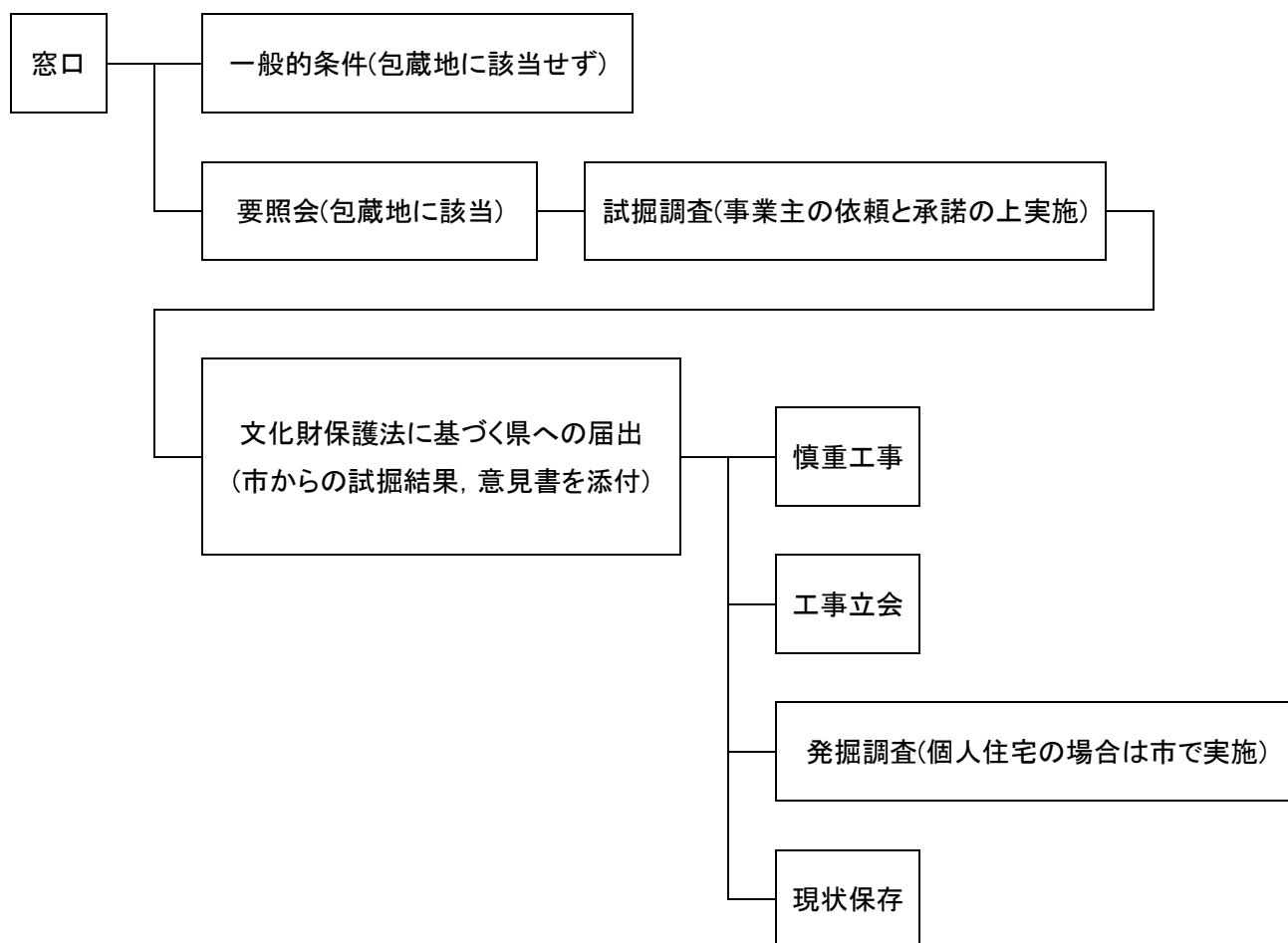
本市では、段階的に埋蔵文化財の照会及びその取扱いについての事務取扱いの体制を整備してきた。特に、周知の包蔵地範囲内における文化財保護法に基づいた手続きに対する指導・助言はもとより、周知の包蔵地範囲外であっても、その近接地においては、当該地域の周辺における既知調査や現地踏査等の結果を慎重に検討し、それらの情報を事業主に提供するとともに、場合によって試掘・確認調査を行うことへの協力を求めてきた。実際、こうして予測された地域に対する慎重な取扱いを行った結果、新規発見や周知の包蔵地の範囲拡大に繋がったケースも少なくない。

周知の包蔵地内において土木工事を行う際には、事業主に対して、埋蔵文化財は一度破壊されると二度と現状に復することが困難であることから、盛土対応等による保護措置が望ましいことについて常に理解を求めている。ただし近年では、建築物にふさわしいとされるべき耐震構造が強化される傾向にあり、自己用住宅においても、その基礎構造が明らかに埋蔵文化財に強く影響を与えるケースが多くなった。本市では、自己用住宅の場合には、本市文化財保護部局が直営で本発掘調査を担当することとし、そうでない場合には、事業主に対し、事前に本発掘調査が行われるように説明を行っている。現実的には、事業主が直接民間発掘調査組織と契約を結び、履行することとなるが、本市では、こうした本発掘調査が迅速かつ適正に行われるように、三者協定により契約から調査終了（報告書刊行）までの間、一貫して指導・監理をすることとしている。

こうした体制を整えることで、平成 19 年度には本市における埋蔵文化財に関する照会件数は 2,000 件を超え、包蔵地該当率も年々増加し、現在は 20%前後で推移している。この結果は、我が国における経済状況の変化に関わりなく推移していることから、工事、開発等の全体数の増加によるものでなく、本市において事業主たる市民および法人の埋蔵文化財保護に対する意識が向上していることの証左であると判断される。

こうして、埋蔵文化財保護体制を整えた結果、著しいデータの蓄積がみられた。今後は、最新データを盛り込んだ遺跡地図の改定作業を早急に進め、周知の埋蔵文化財包蔵地の周知と、文化財保護法に基づく適正な取扱いを推進していく。また、近年増加傾向にある市街地や既存造成区域の再開発事業や郊外における宅地造成や大型店舗等の大規模な開発行為に対しても、庁内関係部局や事業主との事前の調整・協議を行い、事業と文化財保護との整合に努める。

【水戸市における埋蔵文化財の取扱いフロー】



水戸市の埋蔵文化財照会件数, 試掘・確認調査件数, 本調査件数の推移

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
照会総件数(含 FAX)	365	661	1,055	1,624	1,785	2,263	2,066	2,188	2,127	1,762
要照会件数	29	73	117	214	261	413	489	416	518	352
要照会比率	11.65%	11.04%	11.09%	13.18%	14.42%	18.25%	23.14%	19.00%	24.35%	19.98%
試掘・確認調査件数	5	12	26	79	74	64	88	94	73	107
本発掘調査件数	2	1	2	3	8	10	20	12	13	23

## (8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

### ① 教育委員会事務局

教育委員会事務局に文化課を設置し、文化財の保存・活用に関する業務全般を実施する。また、水戸市大串貝塚ふれあい公園に埋蔵文化財センターの機能をもたせ、業務分担を図るとともに、水戸市立博物館など既存施設との連携により文化財の保存・公開に努める。

### ② 文化財保護審議会

水戸市文化財保護審議会条例に基づき、水戸市の附属機関として水戸市文化財保護審議会を設置している。審議会は、教育委員会の諮問に応じ文化財の保存・活用、その他必要と認められる事項に関し調査・審議し、教育委員会に建議できることとなっている。組織は、関係機関の役職員及び学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する10人以内の委員で構成されている。

今後とも、審議会は本市の未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集などに関し指導的立場を発揮し、本市の文化財保護について積極的支援を行うものとする。

#### 委員一覧（10名）

団体名・役職名等	専門分野
水戸史学会会長	文献史学
茨城県考古学協会会長	日本考古学
茨城県文化財保護審議会委員	仏教美術史
六地藏寺住職	文化財管理・所有者
八幡宮宮司	文化財管理・所有者
前文化財建造物保存技術協会参与	建築史学
茨城県立歴史館史料学芸部長	民俗学
元茨城県立近代美術館企画課長	美術史（絵画）
茨城生物の会会長	茨城生物の会会長
茨城県立歴史館学芸課長	日本近世史



### ③ 史跡等整備検討専門委員会議

史跡整備に係る諸事業について、以下の専門委員による会議において、指導・助言を得ながら進めている。

#### 委員一覧（9名）

団体名・役職名等	専門分野
千葉大学名誉教授	考古学（縄文・古代）
水戸市文化財保護審議会副会長	考古学（地域史）
かすみがうら市立志々庫小学校長	考古学（古墳・古代）
茨城県文化財保護審議会委員	仏教美術史
奈良文化財研究所名誉研究員	考古学（古代官衙）
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館学芸課長	考古学（古墳）
明治大学名誉教授	考古学（古墳）
東京学芸大学教育学部准教授	考古学（古墳）
筑波大学大学院人文社会科学部研究科助教	考古科学・保存科学

### （9） 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市は、小学校区を単位とするコミュニティ組織が確立されており、地域活動の中核を担っているほか、昨今では、まちづくりに関わる団体やNPOが設立され、本市の歴史性を生かしたまちづくりを含め、さまざまなテーマで積極的に活動を行っている。

こうした状況を踏まえ本市では、「新コミュニティ基本計画」、「協働推進基本計画」を策定するとともに、それぞれの活動に関する窓口を設け、各種団体との連携や協働を図っている。

今後とも、このような各種団体の多様な活動をさらに活発にするため、必要な情報提供や人材の育成を図り、官民協働による文化財の保存・活用につながるよう体制の整備を図る。

## 2 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内の国指定文化財は、建造物3件、工芸品1件、特別史跡1件、史跡3件、名勝1件、天然記念物1件となっており、本市の国指定文化財18件中10件(55.6%)が重点区域内に位置する。

#### 【重点区域内の国指定文化財】

種別	名称(所在地)	件数
建造物	八幡宮本殿(八幡町), 旧弘道館(三の丸), 薬王院本堂(元吉田町)	3
工芸品	太刀(宮町)	1
特別史跡	旧弘道館(三の丸)	1
史跡	常磐公園(常磐町・見川町), 吉田古墳(元吉田町), 愛宕山古墳(愛宕町)	3
名勝	常磐公園(常磐町・見川町)	1
天然記念物	白旗山八幡宮のおハツキイチョウ(八幡町)	1

重点区域内の県指定文化財は、建造物4件、絵画6件、彫刻6件、工芸品16件、考古資料4件、歴史資料2件、無形民俗文化財1件、史跡2件となっており、本市の県指定文化財68件中41件(60.3%)が重点区域内に位置する。

#### 【重点区域内の県指定文化財】

種別	名称(所在地)	件数
建造物	水海道小学校本館(緑町), 薬王院仁王門(元吉田町), 旧茂木家住宅(緑町), 旧水戸城薬医門(三の丸)	4
絵画	弁財天画像(緑町), 芦雁図(本町), 流燈(千波町), カルピスの包み紙のある静物(千波町), 海島秋来(千波町), 阿房劫火(千波町)	6
彫刻	鍍金仏(緑町), 阿弥陀如来像(緑町), 木造薬師如来坐像(元吉田町), 金銅化仏(泉町), 木造阿弥陀如来脇侍三尊像(緑町), 木造十二神将像(元吉田町)	6
工芸品	黒韋肩浅葱筋兜(八幡町), つのたらい(緑町), 石造燈籠(緑町), 鎧(兜, 大袖付)(東台), 鎧(兜, 大袖付)(泉町), 鎧(泉町), 鞍(五軒町), 大薙刀(宮町), 銅製経筒(天王町), 鎧(五軒町), 太刀(鑑詰)(宮町), 大袖鎧(泉町), 鎧(泉町), 金梨地蒔絵鞍(泉町), 総毛引紅糸威胴丸具足(宮町), 鰐口(緑町)	16
考古資料	銅印(緑町), 海後遺跡出土人面付土器(緑町), 三味塚古墳出土遺物(緑町), 小野天神前遺跡出土(緑町)	4
歴史資料	訂正常陸国風土記版木(緑町), 徳川光圀書翰集(三の丸)	2
無形民俗文化財	水戸大神楽(元山町, 常磐町)	1
史跡	笠原水道(千波町・笠原町・本町・元吉田町), 水戸城跡(巖戸)(三の丸)	2

重点区域内の市指定文化財は、建造物4件、絵画5件、彫刻5件、工芸品12件、典籍1件、古文書1件、歴史資料1件、無形文化財2件、無形民俗文化財1件、史跡5件、天然記念物2件となっており、本市の市指定文化財94件中40件(42.6%)が重点区域内に位置する。

#### 【重点区域内の市指定文化財】

種別	名称	件数
建造物	八幡宮拝殿及び幣殿(八幡町)、八幡宮神楽殿(八幡町)、八幡宮随神門(八幡町)、薬王院四脚門(元吉田町)	4
絵画	三十六歌仙扁額(宮町)、那珂湊口晚望図(緑町)、雪中小禽・柳下水禽図(大町)、旭日波図(大町)、晃嶺群芳之図(大町)	5
彫刻	銅造阿弥陀如来及両脇侍立像(八幡町)、木造金剛力士立像(元吉田町)、木造神事面(元山町)、木造 阿弥陀如来及両脇侍立像(酒門町)、木造狛犬(八幡町)、木造菩薩立像(元吉田町)	5
工芸品	常葉山時鐘(宮町)、太極砲(常磐町)、陣太鼓(常磐町)、備人形(新莊)、五輪塔(元吉田町)、刀(徳川齊昭作)(三の丸)、刀(直江助政作)(宮町)、安神車(宮町)、銅造燈籠(宮町)、銅造釣燈籠(宮町)、陣太鼓附台車(八幡町)、黒漆金銅装八角神輿(八幡町)	12
典籍	左近詠草(城東)	1
古文書	足利氏満感状(備前町)	1
歴史資料	石河明善日記(大町)	1
無形文化財	水府流水術(城東)、北辰一刀流	1
無形民俗文化財	水戸の獅子舞(浜田町)	1
史跡	義公生誕の地(三の丸)、藤田東湖生誕の地(梅香)、常磐共有墓地(松本町)、水戸殉難志士の墓(松本町)、酒門共有墓地(酒門町)、横山大観生誕の地(城東)	6
天然記念物	光藻(備前町)、水戸城跡の大シイ(三の丸)	2

重点区域内の登録有形文化財は2件で、そのすべてが重点区域内に位置する。

#### 【重点区域内の登録有形文化財】

種別	名称(所在地)	件数
建造物	茨城県立水戸商業高等学校旧本館玄関(新莊)、水戸市水道低区配水塔(北見町)	2

以上、本市の指定文化財・登録有形文化財182件中93件(全体の51.1%)が重点区域内に分布している。

これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な要素であり、歴史的風

致の維持・向上を図るため積極的な保存・活用を図る。特に、個々の保存活用計画が有用であるため、今後、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針に則った計画の策定を推進し、保全管理、環境保全、防災、活用に関して計画に基づき適正な実施を図る。

**【現行の保存活用計画の例】**

<b>借樂園（史跡及び名勝常磐公園）保存活用の概要</b>	
策定年月	平成19年12月
計画の構成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的と経緯               <ul style="list-style-type: none"> <li>○目的 ○基本理念 ○検討委員会 ○検討の手順と経緯</li> </ul> </li> <li>2 公園の概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>○公園の沿革 ○公園の価値 ○公園の構成</li> </ul> </li> <li>3 現状と課題               <ul style="list-style-type: none"> <li>○公園整備の経緯 ○公園の現状と課題</li> <li>○公園建築物の現状と課題 ○公園周辺の現状と課題</li> </ul> </li> <li>4 保存管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な考え方 ○公園管理計画の区分</li> <li>○公園の保存管理の内容 ○公園の保存管理方策</li> <li>○公園建築物の保存管理の内容 ○公園建築物の保存管理方策</li> </ul> </li> <li>5 整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な考え方 ○公園の整備内容</li> <li>○公園建築物の整備内容 ○公園周辺の整備内容</li> </ul> </li> <li>6 活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な考え方 ○公園の活用内容</li> <li>○公園建築物の活用内容 ○公園周辺の活用内容</li> </ul> </li> <li>7 現状変更の取扱い               <ul style="list-style-type: none"> <li>○現状変更等の取扱い方針 ○現状変更等の取扱い基準</li> <li>○保存・管理作業 ○その他 ○具体的な作業例</li> </ul> </li> </ol>

また、文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者又は管理者により実施されているが、文化財の不具合については専門家による現場（現物）確認が有効である。現在、県が任命する文化財巡視員による定期的な現地パトロールを実施しており、今後とも継続して文化財の現状把握と不具合の早期発見に努める。

さらに、民俗芸能、年中行事、伝統工芸等については、今後とも伝承保存と後継者の育成に努めるとともに、調査研究などにより新たな価値が見出されたものについては、積極的に指定等の価値付けを検討する。

## (2) 文化財の整備・修理に関する具体的な計画

文化財の整備・修理に関しては、史実を踏まえて実施することとする。特に修理については、在来の工法、意匠、材料に基づくことを原則とする。

また、国指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等という）は文化庁長官の許可が必要であるが、現状変更等が伴う可能性がある場合は文化財の価値を損ねないように、関係機関と事前に十分な協議、検討を行うものとする。また、県、市指定の文化財についても、その根拠条例に基づき適正な措置を行う。

また、未指定の文化財等の整備に関しても事前に詳細調査等を実施し、整備によってその価値が損なわれないよう計画段階で十分な配慮を行うこととする。

### ① 旧弘道館

- ・今後、茨城県の策定する保存活用計画に基づき、施設の保存修理や案内施設の整備等を実施する。なお、実施にあたっては、現状変更等の許可を要するため、計画段階で関係機関と十分な協議、検討を図る。

（計画の概要については、P115を参照）

### ② 常磐公園（偕楽園）

- ・茨城県の策定した保存活用計画に基づき、好文亭等施設の保存修理、植栽整備等を実施する。なお、実施にあたっては、現状変更等の許可を要するため、計画段階で関係機関と十分な協議、検討を図る。

（計画の概要については、P114を参照）

### ③ 八幡宮

- ・市指定文化財である拝殿及び幣殿（安永4年(1775)建立）については、重要文化財である本殿（平成10年全面解体修理が完了）と一体となって歴史的風致の構成要素となっているが、近年老朽化が著しく、その保存管理に支障をきたしているため、保存修理（半解体修理）を実施する。修理にあたっては、本殿との関連性に配慮し専門家や関係機関との協議を行うとともに、事前に時代考証や遺構確認のための調査を実施し、在来の工法、意匠、材料に基づき実施することを原則とする。時代設定は本殿移築後、現在の拝殿及び幣殿が建立され境内全体が整った時期とし、修理方針は安永4年建立建物の現状修理とするが、保存活用のための最低限の屋根改修及び増築は認めるものとする。なお、当該建造物については歴史的風致形成建造物の指定を検討する。

（計画の概要については、P121を参照）

#### ④ 旧酒井家屋敷跡

- ・日本画家横山大観の生家として知られる旧酒井家屋敷跡については、江戸時代の古地図でその所在が検証されているが、当該敷地は旧城下町の武家地に所在し、鹿島神社の祭礼の巡幸経路にもあたるなど本市の歴史的風致の構成要素の一つである。ついては、当該敷地の一部を取得し遺跡を保全していくため、史跡公園として整備を実施する。史実を踏まえた整備内容とするため、事前に当該敷地の時代考証や遺構確認のための調査を行い、当該遺跡の市指定文化財及び歴史的風致形成建造物の指定を検討する。(計画の概要については、P122 を参照)

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

指定文化財については指定理由書等に基づく現地説明板を設置してきたが、今後とも新指定の文化財について継続して設置を行うとともに、未指定であっても地域の歴史に重要な記念物等の歴史遺産について新たに設置を検討する。

また、これまで三の丸歴史ロードや備前堀歴史ロード等の整備に伴い設置してきた文化財等の回遊のための案内板については、今後とも新たなルートの設定にあわせ設置を図るものとする。

一方、市立博物館においては、常設展及び特別展を通じ、郷土の水戸に関する資料を歴史、民俗、美術、自然等の各部門について収集、展示してきた。今後とも、市内に残る民俗芸能、武道、祭礼、工芸品、水戸藩の学問・教育、水戸城や旧城下町に関する調査研究、資料の収集・整備、展示内容の充実等を図るものとする。

### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

特に重点区域内の文化財の周辺においては、景観法、都市計画法、独自条例による規制、制度の積極的な活用を図る。また、文化財及びその周囲の景観や環境に配慮し、歴史的風致の維持・向上を図るための整備事業を実施する。

#### ① 弘道館周辺

- ・景観計画の活用により、弘道館正門からの眺望景観の保全に配慮した建築物の高さの誘導や、弘道館周辺の屋外広告物の規制・誘導を図る。
- ・三の丸風致地区における建築行為等については、周辺の風致との調和を図ることとや、風致の維持に必要な植栽を義務付ける。
- ・旧水戸城二の丸に立地する水戸第二中学校の改築にあたり、周辺の歴史環境と調和した建造物に改築するとともに、周辺環境整備事業を実施し、周辺の歴史及び

自然遺産を活用した回遊ルートを創出する。

- ・旧弘道館に隣接する三の丸小学校の増築に際し、周辺の歴史的環境と調和した外観とし、沿道の景観を保全する。

## ② 偕楽園周辺

- ・景観計画の活用により、偕楽園や千波湖からの眺望景観の保全に配慮した建築物の高さの誘導や、偕楽園・千波湖周辺の屋外広告物の規制・誘導を図る。
- ・千波風致地区、常磐風致地区、笠原風致地区における建築行為等については、周辺の風致との調和を図ることや、風致の維持に必要な植栽を義務付ける。
- ・常磐元山地区地区計画に基づき、地区内の建築物の高さを制限する。
- ・偕楽園の借景を構成する千波公園の整備及び維持管理を年次的に実施し、周辺景観の保全を図る。
- ・偕楽園表門への導入路である「好文亭表門通り」及び御成門への導入路である「偕楽園御成門通り」の道路修景及び電線共同溝整備を実施し、歴史性と調和した周辺景観の向上を図る。

## ③ 八幡宮・保和苑周辺

- ・八幡風致地区、愛宕風致地区における建築行為等については、周辺の風致との調和を図ることや、風致の維持に必要な植栽を義務付ける。

## ④ 薬王院・吉田神社周辺

- ・都市緑地として（仮称）元吉田緑地の整備を実施し、周辺地域の自然景観の保全を図る。

## ⑤ 備前堀周辺

- ・市都市景観条例に基づき、都市景観重点区域内の建築行為等の市への届出を義務付け、地区都市景観計画に適合した建築物、工作物等の整備による景観の維持・向上を誘導する。
- ・都市景観重点地区に指定されている区域において、備前堀の歴史性と調和した和風による統一感のあるまちなみの形成に寄与する行為に対し助成金を交付し、沿道の景観の形成を図る。

## (5) 文化財の防災に関する具体的な計画

文化財建造物は、国指定の建造物が消防法に基づく消防設備の設置が義務付けられているなど防火対策が不可欠であるため、新規指定が行われた際には、設置事業費の支援を通じて速やかに新規設置を図る。また、既存設備の老朽化や型式の適合しないものについても速やかな設備更新を図ることとする。

さらに、震災対策として個々の建造物の耐震診断を実施し、可能な範囲から耐震補強の実施を図ることとする。

## (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存・活用に関しては、広く市民に対し、その存在や価値を発信することが重要である。本市においては「史跡めぐり」、「水戸郷土かるためぐり」、文化財の現地説明会、公民館における郷土史講座などにおいて、文化財の保存・活用に関する普及・啓発を行ってきた。

また、弘道館・偕楽園をはじめとする水戸藩の学問・教育遺産群の世界遺産登録推進を通じ、グローバルな視点から歴史遺産の保存・活用を発信するため、出前講座、小学校～大学での講義、広報誌への掲載、新聞・ラジオ・テレビ等のメディア媒体を通じた普及・啓発、特別講演会の開催、パンフレット・絵はがきの発行、のぼり旗等の作成を実施している。

今後とも同様の事業を重点区域において積極的に実施するとともに、現地説明板や回遊ルート案内板の充実、パンフレットやガイドマップ等の配布を通じた普及・啓発活動を推進していく。

また、重点区域内における歴史と伝統を反映した人々の活動の普及・伝承を図るため、今後とも継続的に「郷土民俗芸能のつどい」を開催するとともに、偕楽園や保和苑などにおける茶会等の実施や伝統工芸品の展示、各種祭礼の積極的なPR、各種団体への助成や練習・発表の場の提供などを推進する。

## (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域は、江戸時代の土地利用の性格から、旧水戸城跡（本丸・二の丸・三の丸・下の丸）と旧水戸城下町に大別される。このうち旧水戸城跡は、その全域が周知の埋蔵文化財包蔵地「水戸城跡」内に該当している。そのため水戸城内における一般の開発に際しては文化財保護法に基づき適切な取扱いを実施しているところである。

また旧水戸城下町については、その一部のエリアは周知の埋蔵文化財包蔵地「東照宮境内遺跡」「釜神町遺跡」「幸町遺跡」「並松町遺跡」などが該当しているものの、



エリアの大部分は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。しかしながら城と城下町の保護は一体のものとして捉える必要があることから、旧水戸城下町における埋蔵文化財の包蔵状況の把握及び保護に努めることとする。

具体的には、水戸城下町に関する絵図と現在の市街地との照合などの調査・研究を深め、「重ね図」等を作成する。また、必要に応じて試掘・確認調査や工事立会を実施するなどの確認作業を行い、適宜、周知の埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図に反映させていくこととする。

また、重点区域内における歴史的風致の維持及び向上に必要な整備事業を実施する場合は、事業地の歴史的文脈を十分考慮し、埋蔵文化財の価値を損なわないよう配慮するとともに、発掘調査等の事前調査によりその価値を明らかにするよう努める。

## (8) 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的計画

市都市景観条例に基づく都市景観市民団体として備前堀沿道地区の住民が組織する「備前堀景観推進協議会」では、都市景観市民協定により備前堀の歴史性に配慮したまちなみの形成を図っている。

また、「保和苑周辺史跡観光連絡協議会」では、地区内に数多く存在する文化財の活用に関する諸活動を展開している。

偕楽園においては、各種市民団体が清掃活動を実施しているほか、近年「偕楽園公園を愛する市民の会」が民間による梅林整備のための諸活動を推進している。

その他、市民有志によるボランティア団体「歴史アドバイザー水戸」では、偕楽園、弘道館、保和苑など市内の名所旧跡において来訪者を対象にした歴史案内を実施している。

現在、本市においては様々な市民活動に対し、それぞれ窓口を設けて対応するなど各種団体との連携や協働を推進しており、今後とも、重点区域におけるこのような活動をさらに活発にするため、必要な情報提供、人材の育成、事業への支援などを図り、官民協働による文化財の保存・活用につながるよう体制の整備を図る。